

年末たすけあい運動「見舞金」配分要綱

共同募金運動の一つとして、地域の皆さまよりいただいた「年末たすけあい募金」を基に、福祉ニーズを持つ世帯へ「見舞金」として配付いたします。

申請をご希望の世帯は、申請書に証明書類のコピーを添付し、期間内に申請してください。

戦中・戦後、困窮する人々に向け、安心して年越しができるよう、年越しに必要な物品やお餅を配っていたのが、年末たすけあい運動のはじまりです



対象世帯

令和8年10月1日現在、中原区に居住地があり、対象者本人が住民税非課税で、下記の表に当てはまる世帯（非課税証明書のご提出を求める場合がございます）

※ ただし、次の①または②にあてはまる場合は **対象外** です。

①10月1日現在、生活保護を受給されている世帯

②証明書類をお持ちの方が、施設入所（グループホーム、有料老人ホーム、老人保健施設等）や短期入所及び長期入院中などにより自宅に不在の世帯

	対 象 世 帯	証明書類(手帳等)名称
1	在宅で療育手帳Aの方のいる世帯	療育手帳
2	在宅で身体障害者手帳1、2級の方のいる世帯	身体障害者手帳
3	児童を監護するひとり親世帯	福祉医療証 または児童扶養手当証書
4	災害遺児等福祉手当受給者のいる世帯	川崎市災害遺児等福祉手当支給決定通知書
5	在宅で要介護4、5と認定された高齢者のいる世帯	介護保険被保険者証
6	在宅で精神障害者保健福祉手帳1、2級の方のいる世帯	精神障害者保健福祉手帳

申請期間

令和8年10月1日(木)～10月31日(土) 消印有効（厳守）

※ 申請期間終了後は申請受理できません。日曜日と祝日は休館となります。

申請書配付場所（9月25日頃より配付予定）

① 中原区役所 地域みまもり支援センター （地域ケア推進課、高齢・障害課など）	⑤ 高齢者関係施設 （地域包括支援センター・老人福祉センターなど）
② 知的障害者関係施設 （川崎中央療育センター、就労支援施設など）	⑥ 精神障害者関係施設 （地域生活支援センターなど）
③ 身体障害者関係施設 （川崎市中心部身体障害者福祉会館など）	⑦ 中原区社会福祉協議会（福祉パルなかはら） ※ホームページからダウンロードもできます
④ ひとり親家庭等福祉施設 （川崎市母子・父子福祉センターサン・ライブ、保育園など）	★担当地域の民生委員児童委員からも入手できます。 ★前年度見舞金配付世帯へは9月15日頃郵送予定です。

申請書類・方法

下記①②を中原区社会福祉協議会へ来所または郵送によりご提出ください。

①所定の申請書

②対象者世帯であることを証明できる証明書類（手帳など）のコピー1部

※（同一の世帯に対象者が複数いる場合、1世帯分のみの配分となります）

見舞金額

年末たすけあい運動委員会にて、募金額と申請数により決定（昨年度は5千円）。

見舞金配付期間

12月中旬～1月中旬頃、原則として民生委員児童委員の協力により戸別配付。

※令和9年1月18日を配付期限とし、受領されない場合は辞退として取扱います。

個人情報の取扱い

申請者の個人情報は当事業のみに使用し、適正に取扱います。

申請先および問合せ先

川崎市中原区社会福祉協議会（地域課）

〒211-0067 川崎市中原区今井上町1-34和田ビル1階（福祉パルなかはら内）

電 話 044-722-5500 FAX 044-711-1260

月～土 8:30～17:00 日・祝日は休館